

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 調達案件名

令和8年度設備点検等業務（消防点検、空調及び貯水槽点検清掃、環境測定、害虫駆除、建基法及び官公法第12条点検）

#### (2) 仕様

入札説明書及び仕様書による

#### (3) 履行場所

沖縄労働総合庁舎外2庁舎

#### (4) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 2. 競争に参加できるものの資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

(2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「B」「C」又は「D」の等級に格付けされる者。

(3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。

(4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。

(5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。

(6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険

④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数40人未満の企業は除く)

(8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

(9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数は101人未満の事業主は除く)

(10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(12) 建築物環境衛生総合管理業(又は建築物空気環境測定業)・建築物飲料水貯水層清掃業・建築物ねずみ昆虫等防除業の登録をしている業者であること。

### 3. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

#### (1) 入札説明書及び仕様書の交付日時等

日時 令和8年2月19日(木)9:00~令和8年3月5日(木)17:00(土日祝日除)

場所 ①沖縄労働局総務部総務課 会計第一係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

②沖縄労働局ホームページよりダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず入札説明書別紙9「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

(2) 入札を希望する者は、入札説明書・仕様書の交付を受け令和8年3月5日(木)17:00まで入札参加申込みを終了すること。また、下記4(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること。

### 4. 入札

(1) 本案件は電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

#### (2) 入札書提出期限及び場所

日時 令和8年3月6日(金)12:00まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出  
(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

### 5. 開札

日時 令和8年3月6日(金)14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

### 6. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記2の競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札者の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約期間中に最低賃金額が改定される可能性があることを考慮して金額を算出すること。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 契約書の作成の有無 有 ※原則、契約書の締結は電子契約によること。

(8) 積算内訳書の作成の有無 有

- (9) 詳細は入札説明書・仕様書による。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとす。
- (11) 押印の省略（紙契約書以外）  
担当者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (12) 問い合わせ先  
〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1（那覇第2地方合同庁舎1号館4階）  
沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 桃原  
電話（098）868-4003

以上公告する。

令和8年2月19日

支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長 松原 大

## 入札説明書

令和8年度設備点検等業務(消防点検、空調及び貯水槽点検清掃、環境測定、害虫駆除、建基法及び官公法第12条点検)の入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 松原 大

### 2. 競争入札に付する事項

#### (1) 調達案件名

令和8年度設備点検等業務  
(消防点検、空調及び貯水槽点検清掃、環境測定、害虫駆除、建基法及び官公法第12条点検)

#### (2) 仕様

詳細は仕様書による

#### (3) 履行場所

沖縄労働総合庁舎外2庁舎

#### (4) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3. 競争に参加できるものの資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の九州・沖縄地域において「役務の提供等」の「B」、「C」、又は「D」の等級に格付けされる者。
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、または記載をしなかった者でないこと。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
  - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数40人未満の企業は除く)
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- (9) 「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。(常用労働者数は101人未満の事業主は除く)
- (10) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (11) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (12) 建築物環境衛生総合管理業(又は建築物空気環境測定業)・建築物飲料水貯水層清掃業・建築物ねずみ昆虫等防除業の登録をしている業者であること。

#### 4. 入札説明及び入札参加申込みをする日時及び場所

##### (1) 入札説明及び仕様書の交付日時

日時 令和8年2月19日(木)9:00~令和8年3月5日(木)17:00(土日祝日除)

場所 ①沖縄労働局総務部総務課 会計第一係

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

②沖縄労働局ホームページからダウンロード可能。

※ホームページからダウンロードを行った場合は、事前に必ず別紙9

「入札関係書類受領書」を記載のメールアドレス宛に提出すること。

##### (2) 入札を希望する者は、入札説明書及び仕様書の交付を受け、令和8年3月5日(木)17:00までに説明書の指定する提出書類を提出し入札参加申込みを終了すること。

また、下記5(1)により紙入札を希望する者は、「紙入札参加願」を沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出すること。

#### 5. 入札

(1) 本案件は電子調達システムにて行う。なお、電子調達システムにより入札しがたい者は、発注者に申し出た場合に限り、紙入札方式に変えることができる。

(2) 入札を行う場合、電子調達システムによる場合は別紙7により、紙入札による場合は、別紙8により沖縄労働局総務部総務課会計第一係に提出すること

(3) この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない(別紙2, 2-2)

##### (4) 入札書提出期限及び場所

日時 令和8年3月6日(金)12:00まで

場所 紙入札により行う場合については、沖縄労働局総務部総務課会計第一係へ提出(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎4階)

#### 6. 開札

##### (1) 開札日時及び場所

日時 令和8年3月6日(金)14:00

場所 沖縄労働局総務部総務課

(那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階)

##### (2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

##### (3) 紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

##### (4) 再入札の取扱

開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内での入札がないときは再度入札を行うものとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

#### 7. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札の無効

上記3の競争参加資格のない者のした入札、5(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったとき、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札に関する条件に違反した入札とは、入札説明書、仕様書及び配布書類に示された内容に違反する入札をいう。

(4) 入札者の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約期間中に最低賃金額が改定される可能性があることを考慮して金額を算出すること。

- (5) 落札者の決定方法  
予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 契約書の作成の有無 有  
※原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (8) 積算内訳書の作成の有無 有
- (9) 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (10) 問合せ先  
〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1（那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 4 階）  
沖縄労働局総務部総務課会計第一係 担当 桃原  
電話（098）868-4003

1. 件名：令和8年度設備点検等業務(消防点検、空調及び貯水槽点検清掃、環境測定、害虫駆除、建基法及び官公法第12条点検)
2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項について
- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。 はい・いいえ
- (2) 令和7・8・9年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)における等級  
九州・沖縄地域「役務の提供」 「」等級
- (3) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者。 はい・いいえ
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められない者。 はい・いいえ
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、  
または記載をしなかった者ではないこと。 はい・いいえ
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。  
① 厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険  
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険 はい・いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率を達成していること、  
又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて  
障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。(常用労働者数40人未満の企業は対象外) はい・いいえ  
・対象外
- (8) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条に基づく  
高年齢者雇用確保措置を講じていること。 はい・いいえ
- (9) 「一般事業主行動計画」、を策定し都道府県労働局に届け出ていること。  
ア「次世代育成支援対策推進法」(常用労働者数101人未満の事業主は対象外) はい・いいえ・対象外  
イ「女性活躍推進法」(常用労働者数101人未満の事業主は対象外) はい・いいえ・対象外  
\* 事業所の常用労働者の人数 常用労働者数( )人
- (10) 建築物環境衛生総合管理業(又は建築物空気環境測定業)  
建築物飲料水貯水層清掃業・建築物ねずみ昆虫等防除業の登録をしている業者である はい・いいえ

3. 厚生労働省所管法令に関する申告について

下記(1)から(4)の内容について誓約いたします。

この誓約に虚偽があつたことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、契約が解除されることなど当方が不利益を被ることになつても、異議は一切申し立てません。

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。  
(2) 過去1年間に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。  
(3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。  
(4) 上記(1)～(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日  
支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

## 誓約書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者(理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。))が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所(又は所在地)  
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

## 役員名簿

役員氏名	生年月日
	大正 昭和 年 月 日 平成

参考様式です。役員一覧と各役員の生年月日がわかる一覧であれば別様式でも可

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加の停止処分を受けることに異議はありません。

令和 年 月 日  
住 所  
商 号  
代表者

支出負担行為担当官  
沖縄労働局総務部長 殿

※直近の納付事実を確認できるもの（領収等の写し）を添付して下さい。

## 紙入札参加願

弊社は、下記入札案件における電子調達システムを利用しての入札に参加できないため、紙入札方式での入札参加を希望します。

理由

[ ]

## 記

件名 令和8年度設備点検等業務（消防点検、空調及び貯水槽点検清掃、環境測定、害虫駆除、建基法及び官公法第12条点検）

令和 年 月 日

参加者 住所

商号

氏名

支出負担行為担当官

沖縄労働局総務部長 殿

## 3. 紙入札業者情報

※(1)～(13)まで、空欄の無いよう記入すること。

(1) 資格審査登録番号	
(2) 企業名称	
(3) 住所・郵便番号	〒
(4) 代表者氏名	
(5) 代表者役職	
(6) 代表電話番号	
(7) 代表FAX番号	
(8) 担当者所属名称	
(9) 担当者氏名	
(10) 担当者所属住所等	〒
(11) 担当者電話番号	
(12) 担当者FAX番号	
(13) 担当者メールアドレス	

入 札 書

入 札 金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
件 名	令和 8 年度設備点検等業務(消防点検、空調及び貯水槽点検 清掃、環境測定、害虫駆除、建基法及び官公法第 12 条点検)								
<p>上記の金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負いたしますので、ご提示の仕様書及び契約条項、ご指示の事項を承知して入札いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入札者 住 所 商 号 氏 名 (代理人氏名)</p> <p>支出負担行為担当官 沖縄労働局総務部長 殿</p>									

## 令和8年度 設備点検等業務(消防点検、空調及び貯水槽点検清掃、環境測定、害虫駆除、建基法及び官公法第12条点検)入札額内訳書

		単価(税抜)	数量	計
(1)消防設備保守点検(機器点検:年2回、総合点検:年1回)				
機器点検(1回目)	沖縄労働総合庁舎		1	
	名護公共職業安定所		1	
	宮古公共職業安定所		1	
	厚生労働省大山住宅		1	
	厚生労働省宮古住宅		1	
	厚生労働省八重山住宅		1	
機器点検(2回目)及び総合点検(年1回)	沖縄労働総合庁舎		1	
	名護公共職業安定所		1	
	宮古公共職業安定所		1	
	厚生労働省大山住宅		1	
	厚生労働省宮古住宅		1	
	厚生労働省八重山住宅		1	
(2)空調機の点検・調整・清掃(年3回)				
	沖縄労働総合庁舎		3	
	名護公共職業安定所		3	
	宮古公共職業安定所		3	
(3)空気環境測定・照度測定(年2回)				
	沖縄労働総合庁舎		2	
	名護公共職業安定所		2	
	宮古公共職業安定所		2	
(4)害虫駆除(年2回)				
	沖縄労働総合庁舎		2	
	名護公共職業安定所		2	
	宮古公共職業安定所		2	
(5)貯水槽の清掃・点検(年1回)				
	沖縄労働総合庁舎		1	
	名護公共職業安定所		1	
	宮古公共職業安定所		1	
(6)建築設備等点検(建築設備点検、防火設備点検)(年1回)				
	沖縄労働総合庁舎		1	
	名護公共職業安定所		1	
	宮古公共職業安定所		1	
	厚生労働省大山住宅		1	
	厚生労働省宮古住宅		1	
	厚生労働省八重山住宅		1	
事業所名	①小計			
	②諸経費			
	合計(①+②)税抜			



電子調達システムによる場合の提出書類

令和8年3月5日(木) 17:00まで

1. 一般競争入札参加申込書(電子入札・紙入札業者共用)(別紙1)
2. 誓約書(別紙2, 2-2)
3. 令和7・8・9年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書(別紙3)及び直近の納付事実を確認できるもの(領収書等)  
\*上記に代えて「社会保険料納入確認書」(証明可能な直近の過去2年間対象期間とすること)及び「労働保険証明願い」(2保険年度に支払うべき労働保険料分)でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し(直近のもの)(常用労働者数40名以上の場合)
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」(常用労働者数は101名以上の場合)
8. 建築物環境衛生総合管理業(又は建築物空気環境測定業)・建築物飲料水貯水層清掃業・建築物ねずみ昆虫等防除業の登録証明書

※上記1から8までの添付書類をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムに添付し提出すること。

令和8年3月6日(金) 12:00まで

1. **入札額内訳書(別紙5-2)**をスキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより提出すること。

紙入札による場合の提出書類・手続

令和 8 年 3 月 5 日 (木) 17:00 まで

1. 一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札業者共用）（別紙 1）
2. 誓約書（別紙 2， 2-2）
3. 令和 7・8・9 年度一般競争参加資格の種類「役務の提供」九州・沖縄地域の競争参加資格の写し
4. 保険料納付に係る申立書（別紙 3）及び直近の納付事実を確認できるもの（領収等）  
\*上記に代えて「社会保険料納入確認書」（証明可能な直近の過去 2 年間対象期間とすること）及び「労働保険証明願い」（2 保険年度に支払うべき労働保険料分）でも可
5. 障害者雇用状況報告書の写し（直近のもの）（常用労働者数 40 名以上の場合）
6. 高齢者雇用状況報告書の写し、報告対象となっていない者は就業規則の写し
7. 一般事業主行動計画策定届の写し「次世代育成支援対策推進法」、「女性活躍推進法」（常用労働者数 101 名以上の場合）
8. 紙入札参加申込書（別紙 4、別紙 4-2）
9. 建築物環境衛生総合管理業・建築物飲料水貯水槽清掃業・建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書

令和 8 年 3 月 6 日 (金) 12:00 まで

10. 入札書（別紙 5）
  11. 入札額内訳書（別紙 5-2）
  12. 委任状（代理人入札の場合）
- } ※10. 11. 12 は封筒に入れて提出

令和 8 年 3 月 6 日 (金) 14:00

再入札の場合に、印鑑（代表者の場合は代表者印・代理人の場合は代理人の印）が必要。

再入札については、入札説明書の 6. 開札（4）のとおりとする。

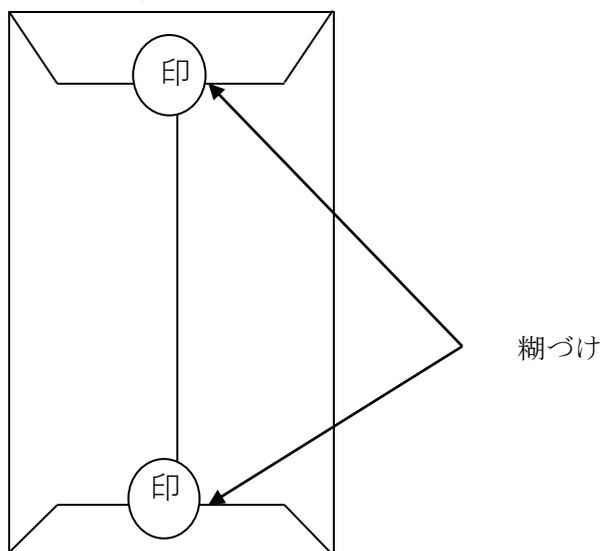
\*入札にあたっては、下記のとおり記載した封筒により提出下さい。

封筒の糊付け位置には必ず「割印」を押印すること。

封筒の表

<p>件名</p> <p>「令和 8 年度設備点検等業務（消防点検、空調及び貯水槽点検清掃、環境測定、害虫駆除、建基法及び官公法第 12 条点検）」</p> <p>支出負担行為担当官</p> <p>沖縄労働局総務部長 殿</p>
---

封筒裏（糊づけ）



# 入札関係書類受領書

## 【メール送信票】

沖縄労働局 総務部 総務課 会計第一係 桃原

(メールアドレス：toubaru-taichi@mhlw.go.jp)

入札件名	令和8年度設備点検等業務（消防点検、空調及び貯水槽点検清掃、環境測定、害虫駆除、建基法及び官公法第12条点検）	
参加入札方式 (いずれかに○)	電子入札	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
備考		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載の上、上記メールアドレスに必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様にご連絡する際に使用します。

## 入札注意事項

入札にあたっては、下記の事項を熟読のうえ行なってください。

### (入札心得)

1. 入札は、原則として本人が行なうこと。
2. 入札書及び委任状は、定められたものを使用すること。
3. 代理人が入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。
4. 入札者の記名、押印、入札事項、日付等誤りがないよう確認すること。
5. 入札額の基となる入札内訳書について、積算誤り等ないように記入、作成すること。
6. 入札者は、入札書をいったん入札函に投入した後は開札の前後を問わず、引き換え・変更又は取消をすることはできないこと。

### (入札の無効)

1. 競争に参加資格を有しない者が行った入札。
2. 委任状を持参しない代理人が行った入札。
3. 入札書の表記金額を訂正した入札。
4. 入札書の表記金額と入札内訳書の合計金額に相違がある入札。
5. 入札書の表記金額、氏名、印影または重要な文字が誤字し、不明瞭な入札。
6. 入札条件に違反した入札。
7. 談合その他不正の行為があった入札。

## 参考

### 予算決算及び会計令第七十条 第七十一条

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。※
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。※
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

※履行の遅延のみならず、計画・報告書の著しい遅延なども含みます



## 利用開始方法

📄 <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧ください、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

## STEP 1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。  
調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。  
全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。  
※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

## STEP 2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。  
法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)  
電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)  
個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

## STEP 3 環境設定・利用者登録

- **パソコンのセットアップ**  
お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザを設定します。  
「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。
- **利用者登録**  
調達ポータルに利用者を登録します。  
調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。  
また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

## お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

📄 <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎ 0570-000-683

IP電話等 ☎ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分  
国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。  
その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

IP電話等 ☎ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分  
国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。  
FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



ジープス

# 政府電子調達(GEPS)

## 便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、  
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは  
調達ポータルに  
統合され、  
さらに便利に  
なりました。



ワンストップ対応



印鑑不要



郵送料削減



書類保管費削減



印紙税不要



24時間365日利用



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





## 本システムについて

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

### 利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

### 対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

#### ● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

#### ● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



## ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



### ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



### 移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



### 常時利用可能\*

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。



### 書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。



### 印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



### 印鑑が不要\*

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。

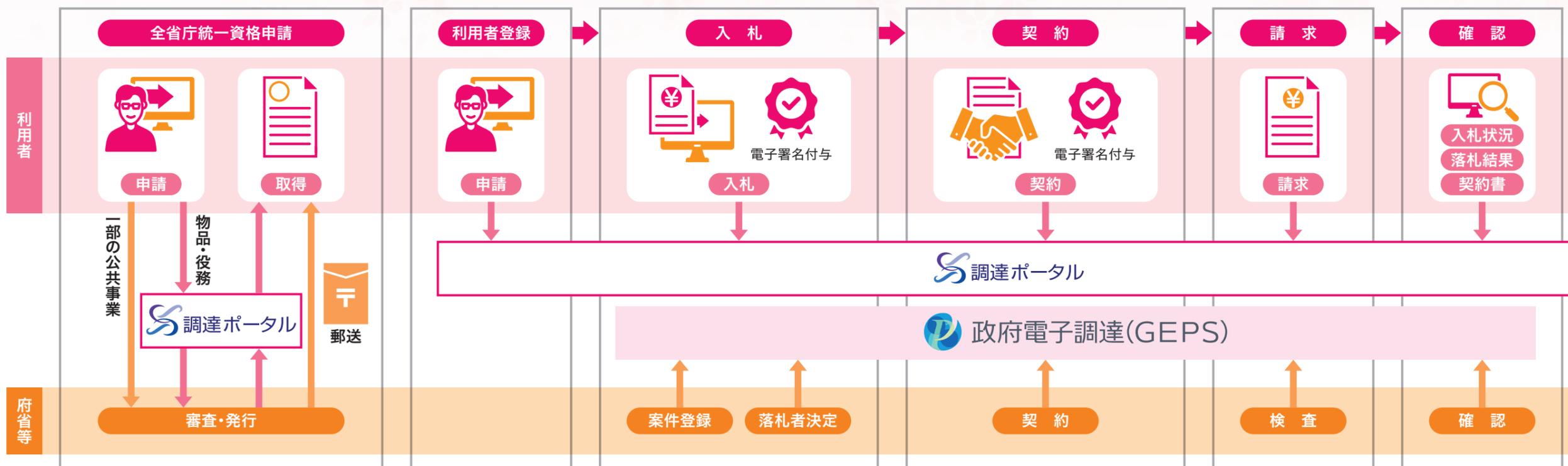


## 全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



# 仕 様 書

## 1. 業務件名

令和8年度設備点検等業務（消防点検、空調及び貯水槽点検清掃、環境測定、害虫駆除、建基法及び官公法第12条点検）

## 2. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。

※実施は12月めどに終了すること。

## 3. 業務履行場所

- ・ 沖縄労働総合庁舎（沖縄市住吉 1-23-1）

沖縄公共職業安定所(1・2階・共用部分管理含む) (098-939-3205)

沖縄労働基準監督署（3階）(098-982-1263)

鉄筋コンクリート、3階 建物延面積 1,655 m<sup>2</sup>

空調機 39 台、受水槽 5 トン、高架水槽 2 トン

- ・ 名護公共職業安定所（名護市東江 4-3-12）(0980-52-2810)

鉄筋コンクリート 2階 建物延面積 716 m<sup>2</sup>

空調機 14 台、高架水槽 3 トン

- ・ 宮古公共職業安定所（宮古島市下里 1020） (0980-72-3329)

鉄筋コンクリート 3階 建物延面積 761 m<sup>2</sup>

空調機 14 台、高架水槽 2 トン

- ・ 厚生労働省大山住宅（宜野湾市大山 4 丁目 1 番 12 号）

鉄筋コンクリート 4階 建物延面積 1,082 m<sup>2</sup>

- ・ 厚生労働省宮古住宅（宮古島市平良字久貝 874-1）

鉄筋コンクリート 3階 建物延面積 270 m<sup>2</sup>

- ・ 厚生労働省八重山住宅（石垣市真栄里 86-4）

鉄筋コンクリート 2階 建物延面積 270 m<sup>2</sup>

## 4. 報告書等の提出

消防設備保守点検、建基法及び官公法第12条点検に基づく建築設備点検、防火設備点検については定められた様式を用いて、点検結果報告書を提出すること。

各点検・検査・作業終了後は、すみやかに報告書を2部作成し各業務履行場所担当者及び沖縄労働局総務課へそれぞれ提出すること。

また点検・検査の結果、修繕、追加検査等が必要な場合は、その修繕案・改善案、追加検査項目等を項目別に作成し提出し、見積書も提出すること。また修繕等の場合に必要な情報提供について、協力すること。業務を履行するにあたり、何らかの問題が発生した際には、発注・受注者間で会議を開催し、内容について確認する。

## 5. その他

受注した業務の全部を第三者に委託することはできないものとする。

また、受注した業務の一部を再委託する場合は、再委託申請書を沖縄労働局へ提出し、その承認

を受けなければならないものとする。ただし再委託の合計金額が 50 万未満の場合はこの限りではない。再委託先が子会社である場合も再委託として取り扱うものとする。

軽微な修繕は契約に含むものとする。

## 6. 業務内容

### (1) 消防用設備保守点検

- ・消防用設備について、消防用設備及び関連設備の安全かつ良好な状態を確保するため、消防法、消防法施行令及び消防法施行規則第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づく点検周期により防火対象物の機器点検及び総合点検を行うこと。
- ・点検対象施設は下記のとおり
  - a 沖縄労働総合庁舎
  - b 名護公共職業安定所
  - c 宮古公共職業安定所
  - d 厚生労働省大山住宅
  - e 厚生労働省宮古住宅
  - f 厚生労働省八重山住宅
- ・点検の種類
  - 機器点検（年 2 回 基本 5 月、11 月頃で調整）
  - 総合点検（年 1 回、11 月頃で調整）
- ・点検項目及び点検方法は建築保全業務共通仕様書 R5 年度版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）によること。
- ・総合点検完了後は、必要な管轄消防署への報告を受注者にて行うこと。
- ・管轄消防署への点検結果報告書の提出の際は、所定の様式を 2 部作成し、各施設の管理者の氏名を記名したものを提出の上、確認印を受けたものを施設管理者及び労働局総務課へ提出すること。
- ・点検については、消防設備士または消防設備点検資格者が行うこと。
- ・不良箇所等については、別途改善仕様書及び改善に係る見積書を提出すること。
- ・点検実施日について、平日となるか閉庁日に行うかは施設管理者と相談のうえ、実施時間等調整し、決定すること。

### (2) 空調機の点検・調整・清掃（年 3 回 基本 5 月、8 月、11 月頃で調整）

- ・建築物衛生法及び同法施行令、同法施行規則及び人事院規則に基づき行うものとする。
- ・空調機の点検結果の報告書には、仕様書添付資料空調機一覧と突合できるように設置場所、室外機型式及び室内機型式、メーカー名を記載し報告書を作成すること。
- ・仕様書に添付している空調機一覧と実際の空調機が相違している場合には、実際に使用している空調機の室外機及び室内機型式、メーカー名を記載すること。
- ・熱交換器の点検結果の報告書には上記同様に設置場所、型式及びメーカー名を記載し報告書を作成すること。
- ・仕様書に添付している全熱交換器一覧と相違している場合には、実際に使用している全熱交換器の設置場所、型式、メーカー名を記載すること

空調機

#### ①外観点検

- ②絶縁測定
- ③冷媒漏れ点検
- ④制御盤及び電気機器の点検
- ⑤室外機フィン洗浄
- ⑥空調機室内機フィルター清掃
- ⑦熱交換機器点検清掃

- ・エレメントの点検
- ・フィルターの掃除

- ⑧ドレイン管フィルター点検・清掃（年1回）

実施日・・・平日となるか閉庁日に行うかは実施時間等調整の上決定。

- (3) 空気環境測定・照明設備の点検（年2回 基本5月、11月頃で調整）

- ・建築物衛生法及び同法施行令、同法施行規則及び人事院規則に基づき行うものとする。

測定項目

- ①浮遊粉塵量
- ②一酸化炭素の含有率
- ③炭酸ガスの含有率
- ④温度
- ⑤相対湿度
- ⑥気流
- ⑦照度等（外気測定ポイント以外）

測定位置・・・事務所等の室内のほぼ中央とする（外気については玄関前）

- ・沖縄労働総合庁舎については6ポイント（うち外気測定1ポイント）
- ・名護公共職業安定所については3ポイント（うち外気測定1ポイント）
- ・宮古公共職業安定所については4ポイント（うち外気測定1ポイント）

\*庁舎内の測定場所は調整

測定時間・・・平日10:00～18:00の間で実施する。

測定回数・・・1日（各測定箇所1日2回とする）

- (4) 害虫駆除（年2回 基本5月、11月で調整）

- ・建築物衛生法施行令及び同法施行規則及び人事院規則に基づき行うものとする。

- ①混合乳剤散布処理（残留性）を行うこと。

- ②害虫についての調査を行うこと

トラップ調査

聞き取り調査

目視調査

環境調査

実施日・・・平日となるか閉庁日に行うかは実施時間等調整の上決定。

- (5) 貯水槽の清掃・点検（年1回 基本9月までで調整）

- ・建築物衛生法及び同法施行令及び同法施行規則に基づき行うものとする。

- ①水槽内部水排水
- ②水槽内壁面高圧水で清掃
- ③水槽内部沈殿物除去
- ④水槽内次亜塩素酸ソーダにより消毒
- ⑤水槽内水貼作業
- ⑥水槽内残留塩素測定
- ⑦ポンプ等エア－抜き
- ⑧水槽末端水道栓よりエア－抜き
- ⑨清掃前後の水質検査

\*貯水槽点検については、以下の確認事項を含めて点検すること。

- a 内部壁面クラック、ステ－等の破損はないか
  - b ボールタップが正常に作動するか
  - c 正常運転の確認テスト
  - d フードバルブ及び FM 弁が正常に作動するか
  - e 電極棒の作動確認（高架水槽を有する場合）
- 実施日・・・調整の上閉庁日に行う。

(6) 建基法及び官公法第 12 条点検（昇降機を除く建築設備点検、防火設備点検）

（年 1 回 基本 9 月までで調整）

① 建築基準法第 12 条第 4 項に基づく点検

点検対象施設は下記のとおり

- ・厚生労働省大山住宅
- ・厚生労働省宮古住宅
- ・厚生労働省八重山住宅

点検方法は下記による

- ・建築設備等（昇降機及び遊技施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件による。

①官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 2 項に基づく点検

点検対象施設は下記のとおり

- ・沖縄労働総合庁舎
- ・名護公共職業安定所
- ・宮古公共職業安定所

点検方法は下記による

- ・官公庁施設の建設等に関する法律施行規則に基づく国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判断基準を定める件（平成 20 年 11 月 17 日国土交通省告示第 1351 号）」による（別表第 1～5）

点検結果について

- ・報告様式データを提供するので、点検結果を入力し、出力した報告書を提出すること。
- ・報告には点検者が有資格者であることがわかる資料(資格の写し等)を添付すること。

実施日・・・平日となるか閉庁日に行うかは実施時間等調整の上決定。

(7) その他

- ・業務内容について、「建基法第 12 条第 2 項又は官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 1 項に基づく点検」であること。
- ・「建基法第 12 条第 4 項又は官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 2 項に基づく点検」であること。
- ・官公庁施設の建設等に関する法律第 13 条第 1 項に基づく「国家機関の建築物及びその付帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態であることを確認すること。
- ・仕様書に記載されていない事項や、内容の詳細については、「事務所衛生基準規則」「建築保全業務共通仕様書」（令和 5 年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）によるものとする。 .

## 沖縄労働総合庁舎 空調機一覧

## 小型空冷パッケージエアコン

	場 所	室外機型式	室内機型式	メーカー
1	1階 機械室	RAS-GP50RSHJ2	RPC-GP50K3	日立
2	1階個室(ルームエアコン)	R22NES	F22NTES-W	ダイキン
3	PAC-1 1階フロア	RZRP112BD	FHCP112EM	ダイキン
4	PAC-2 1階フロア	RZRP112BD	FHCP112EM	ダイキン
5	PAC-3 1階フロア	RZRP112BD	FHCP112EM	ダイキン
6	PAC-4 1階フロア	RZRP140BD	FHCP140EM	ダイキン
7	PAC-5 1階フロア	CU-P112H6	CS-P112U6	パナソニック
8	PAC-6 1階フロア	RZRP140BD	FHCP140EM	ダイキン
9	PAC-7 1階フロア	RZZP112BB	FHCP112BB	ダイキン
10	PAC-8 1階フロア	RZRP112BD	FHCP112EM	ダイキン
11	PAC-9 1階会議室	RZRP56BDT	FHCP56EM	ダイキン
12	PAC-10 1階求人コーナー	RZZP50BBT	FHCP50BB	ダイキン
13	PAC-11 1階求人コーナー	RZZP56CBT	FHCP56CB	ダイキン
14	PAC2-1 2階所長室	CU-P112H6	CS-P112U6	パナソニック
15	PAC2-2 2階庶務課	CU-P140H6	CS-P140U6	パナソニック
16	PAC2-3 2階適用課(2)	CU-P112H6	CS-P112U6	パナソニック
17	PAC2-4 2階適用課(1)	CU-P140H6	CS-P140U6	パナソニック
18	PAC2-5 2階会議室(左)	RZZP140BB	FHCP140BB	ダイキン
19	PAC2-6 2階給付課	CU-P140X4	CS-P140U4B	パナソニック
20	PAC2-7 2階会議室(右)	RZZP140BB	FHCP140BB	ダイキン
21	PAC2-8 2階廊下	CU-P112H6	CS-P112U6	パナソニック
22	PAC2-1 2階休憩室(1)	R22ESE	F22TES-W	ダイキン
23	PAC2-1 2階休憩室(2)	R22ESE	F22TES-W	ダイキン
24	PAC2-3 2階倉庫(コピー室)	C-D253AZ	CS-D253AZ-W	パナソニック
25	PAC1-1 3階会議室(奥)	RZRP50BFV	FHCP50FA	ダイキン
26	PAC1-2 3階会議室(中央)	RZRP50BFV	FHCP50FA	ダイキン
27	PAC2-1 3階休憩室(1)	R28ZCV	F28ZCV	ダイキン
28	PAC2-2 3階休憩室(2)	R28ZCV	F28ZCV	ダイキン
29	PAC2-2 3階第二課	RZZP63BBT	FHCP63BB	ダイキン
30	PAC3-1 3階第三課	RZZP112BB	FHCP112BB	ダイキン
31	PAC3-2 3階第三課	RZZP112BB	FHCP112BB	ダイキン
32	PAC-4 3階第一課	RZZP63BBT	FHCP63BB	ダイキン
33	PAC-5 3階OCR室	RZRP50BYT	FHCP50FC	ダイキン
34	PAC-6 3階書庫	CU-P56XJ	CS-P56UJ	パナソニック
35	PAC-7 3階倉庫	CU-P50XJ	CS-P50UJ	パナソニック
36	PAC2-1 3階取調室	RZRP50BYT	FHCP50FC	ダイキン
37	PAC1-3 3階会議室前個室(認定室)	CU-P50X4	CS-P50U4B	パナソニック
38	RAC-1 3階署長室(右)	R28ZCV	F28ZCV	ダイキン
39	RAC-3 3階署長室(左)	R40ZCV	F40ZCV	ダイキン

ハイブリットファンHBF-Fの取り外し取り付けあり

## 名護公共職業安定所 空調機一覧

## 小型空冷パッケージエアコン

	場 所	室外機型式	室内機型式	メーカー
1	①番 1階特受側	RZZP112CB	FHCP112CB	ダイキン
2	②番 1階求人公開コーナー	RZZP112CB	FHCP112CB	ダイキン
3	③番 1階待合室(玄関側)	RZZP112CB	FHCP112CB	ダイキン
4	④番 1階待合室(紹介側)	RZRP112CB	FHCP112CB	ダイキン
5	⑤番 1階事務所(紹介側)	RZZP112CB	FHCP112CB	ダイキン
6	⑥番 1階会議室(サーバー室)	RZRP112BA	FHCP112EA	ダイキン
7	1階休憩室 (ルームエアコン)	R22KCXSR1	F22KTCXS-W	ダイキン
8	①番 2階待合室	RZRP112BY	FHCP112FC	ダイキン
9	②番 2階窓口	RZRP112BF	FHCP112BJ	ダイキン
10	③番 2階管理課	RZRP112BY	FHCP112FC	ダイキン
11	④番 2階会議室	RZRP112BY	FHCP112FC	ダイキン
12	⑤番 2階会議室	RZRP112BY	FHCP112FC	ダイキン
13	⑥番 2階所長室	RZRP112BY	FHCP112FC	ダイキン
14	2階休憩室 (ルームエアコン)	R22WESE	F22WTES-W	ダイキン

ハイブリットファンHBF-Fの取り外し取り付けあり

## 宮古公共職業安定所 空調機一覧

## 小型空冷パッケージエアコン

	場 所	室外機型式	室内機型式	メーカー
1	(左) 1階職業紹介部門	CU-P112X4	CS-P112U4	パナソニック
2	(中) 1階職業紹介部門	CU-P63X4	CS-P63U4	パナソニック
3	(右) 1階職業紹介部門	CU-P112X4	CS-P112U4	パナソニック
4	1階雇用保険適用給付(奥側)	CU-P40X4	CS-P40U4	パナソニック
5	1階雇用保険適用給付(入口側)	CU-P80X4	CS-P80U4	パナソニック
6	1階相談室1 (ルームエアコン)	R28PAXSE	F28PTAXS-W	ダイキン
7	1階機械室 (ルームエアコン)	R36PESE	F36FTES-W	ダイキン
8	2階管理課	RP50PT	FHYCP50P	ダイキン
9	2階所長室	CU-P63X4	CS-P63U4	パナソニック
10	2階県外選考室	RP112CA	FHCP112AL	ダイキン
11	2階会議室(入口側)	RP160CA	FHCP160AL	パナソニック
12	2階会議室(奥側)	CU-P40X4	CS-P40U4	パナソニック
13	2階休憩室	CU-P40X4	CS-P40U4	パナソニック
14	2階相談室	CU-J50CA	CS-J50UC	パナソニック

仕様書別添1  
3安定所 全熱交換機一覧

沖縄労働総合庁舎 全熱交換機一覧

	場 所	型 式		メーカー
1	1階事務所	FY-150ZB6S	HEX-1	パナソニック
2	1階事務所	FY-350ZB6S	HEX-2	パナソニック
3	1階事務所	FY-350ZB6S	HEX-3	パナソニック
4	1階事務所	FY-350ZB6S	HEX-4	パナソニック
5	1階事務所	FY-350ZB6S	HEX-5	パナソニック
6	1階事務所	FY-350ZB6S	HEX-6	パナソニック
7	1階事務所	FY-350ZB6S	HEX-7	パナソニック
8	1階事務所	FY-350ZB6S	HEX-8	パナソニック
9	2階事務所	FY-350ZB5S	HEX-1	パナソニック
10	2階事務所	FY-350ZB6S	HEX-2	パナソニック
11	2階事務所	FY-500ZB5S	HEX-3	パナソニック
12	2階庶務課	FY-350ZB5S	2階庶務課	パナソニック
13	2階所長室	FY-150ZB5S	2階所長室	パナソニック
14	2階会議室	FY-500ZB5S	2階会議室1	パナソニック
15	2階会議室	FY-500ZB5S	2階会議室2	パナソニック
16	2階廊下	FY-350ZB5S	廊下	パナソニック
17	3階会議室奥	FY-350ZB7S	-	パナソニック
18	3階会議室前	FY-350ZB7S	-	パナソニック
19	3階認定室	FY-350ZB7S	-	パナソニック
20	3階安全衛生課-1	FY-250ZB7S	-	パナソニック
21	3階安全衛生課-2	FY-250ZB7S	-	パナソニック
22	3階労災課-1	FY-250ZB7S	-	パナソニック
23	3階労災課-2	FY-250ZB7S	-	パナソニック
24	3階労災課-3	FY-250ZB7S	-	パナソニック
25	3階監督課	FY-250ZB7S	-	パナソニック
26	3階書庫	FY-150ZB7S	-	パナソニック
27	3階倉庫	FY-150ZB7S	-	パナソニック
28	3階OCR室	FY-250ZB7S	-	パナソニック

名護公共職業安定所 全熱交換機一覧

	場 所	型 式		メーカー
1	1階事務所	FY-250ZB7	手前左	パナソニック
2	1階事務所	FY-250ZB7	手前右	パナソニック
3	1階事務所	FY-250ZB7	玄関前	パナソニック
4	1階事務所	FY-250ZB7	奥(左)	パナソニック
5	1階事務所	FY-250ZB7	奥(右)	パナソニック
6	1階事務所	FY-250ZB7	サーバー室	パナソニック
7	2階事務所	FY-250ZB7	待合室	パナソニック
8	2階事務所	FY-250ZB7	窓口	パナソニック
9	2階事務所	FY-250ZB7	管理課	パナソニック
10	2階会議室	FY-250ZB7	会議室(左)	パナソニック
11	2階会議室	FY-250ZB7	会議室(右)	パナソニック
12	2階会議室	FY-250ZB7	所長室	パナソニック

宮古公共職業安定所 全熱交換機一覧

	場 所	型 式		メ-カ-
1	1階職業紹介部門	LGH-25CS4	室内機型式:CS-J112UC	三菱
2	1階職業紹介部門	LGH-25CS4	室内機型式:FHYCJ63B	三菱
3	1階職業紹介部門	LGH-25CS4	室内機型式:CS-J112UC	三菱
4	1階雇用保険給付	LGH-25CS4	室内機型式:FHYCP80P	三菱
5	1階雇用保険給付	LGH-25CS4	室内機型式:FHYCP80P	三菱

## 消火器一覧

### 沖縄労働総合庁舎

	設置場所	種別	型式番号	メーカー名	薬剤量(kg)	製造年	製造番号
1	1階受付	AHB-6P	消第25-9号	マルヤマ	2.0	2015	000778
2	1階機械室横	AHB-6P	消第25-9号	マルヤマ	2.0	2015	000722
3	1階ロビー	AHB-6P	消第25-9号	マルヤマ	2.0	2015	000777
4	2階事務所	AHB-6P	消第25-9号	マルヤマ	2.0	2015	000729
5	2階所長室横	YA-6X	消第23~359~1号	ヤマト	2.0	2018	7389
6	2階階段	AHB-6P	消第25-9号	マルヤマ	2.0	2015	000721
7	3階倉庫横	PEP-6	消第23-151号	ハツタ	2.0	2020	3394
8	3階トイレ前	AHB-6P	消第25-9号	マルヤマ	2.0	2015	000735
9	3階事務所	AHB-6P	消第25-9号	マルヤマ	2.0	2015	000736
10	3階事務所	PEP-6	消第23-151号	ハツタ	2.0	2020	3393
11	1階駐車場	AHB-6P	消第25-9号	マルヤマ	2.0	2015	000704
12	1階駐車場	AHB-6P	消第25-9号	マルヤマ	2.0	2015	000703
13	1階サーバー室	YA-6X	消第23~359~1号	ヤマト	2.0	2018	7380
14	1階外倉庫	PEP-6	消第23~151号	ハツタ	2.0	2023	004688
15	屋外新プレハブ	VM4AGA	消第26~29号	モリタ	2.0	2021	005129K

### 名護公共職業安定所

	設置場所	種別	型式番号	メーカー名	薬剤量(kg)	製造年	製造番号
1	1階ロビー	ABC	消第26~30号	モリタ宮田	2.0	2024	008341K
2	1階受付前	ABC	消第26~30号	モリタ宮田	2.0	2024	008359K
3	1階機械室横	ABC	消第26~30号	モリタ宮田	2.0	2024	003318K
4	1階機械室	ABC	消第26~30号	モリタ宮田	2.0	2024	008389K

### 宮古公共職業安定所

	設置場所	種別	型式番号	メーカー名	薬剤量(kg)	製造年	製造番号
1	2階選考室前	MEA10B	消第29~7号	モリタ	3.0	2021	403311
2	2階印刷室前	ABC ME10AL	消第23-404号	モリタ	3.0	2014	037713
3	2階給湯室前	MEA10B	消第29~7号	モリタ	3.0	2021	403495
4	1階紹介部門	ABC ME10AL	消第23-404号	モリタ	3.0	2014	037738
5	1階階段	ABC ME10AL	消第23-404号	モリタ	3.0	2014	037712
6	1階給湯室前	CO2-7MY	消第12~49号	マルヤマ	3.2	2003	000025
7	地下書庫前	ABC ME10AL	消第23-404号	モリタ	3.0	2005	037702
8	地下電気室	MEA10B	消第29~7号	モリタ	3.0	2021	404137

厚生労働省大山住宅

	設置場所	種別	型式番号	メーカー名	薬剤量(kg)	製造年	製造番号
1	203号室	粉末蓄圧式	消第30-5号	ヤマト	1.2	2023	070567

※空き戸へは設置無し

厚生労働省宮古住宅

	設置場所	種別	型式番号	メーカー名	薬剤量(kg)	製造年	製造番号
1	101号室	ABC	消第26-29号	モリタ	1.2	2023	
2	102号室	ABC	消第26-29号	モリタ	1.2	2023	
3	201号室	ABC	消第26-29号	モリタ	1.2	2023	
4	202号室	ABC	消第26-29号	モリタ	1.2	2023	

厚生労働省八重山住宅

	設置場所	種別	型式番号	メーカー名	薬剤量(kg)	製造年	製造番号
1	101号室	AHF-4P	消第30-23号	マルヤマ	1.2	2023	000647
2	102号室	AHF-4P	消第30-23号	マルヤマ	1.2	2023	000655
3	201号室	AHF-4P	消第30-23号	マルヤマ	1.2	2023	000656
4	202号室	AHF-4P	消第30-23号	マルヤマ	1.2	2023	000666

自動火災報知器設備

項目	規格		数量	
受信機	製造者名	ホーチキ(株)P型1級防災監視盤 火報5L・防火10L	1式	
	型式等	HAP-ABW15(10)2013年製YR0147 受第9～117号		
予備電源・非常電源(内蔵型)	外形	ニッカド 20-S104A	1式	
	表示	DC24V 1.65Ah/5HR		
	※端子電圧	25V		
	※切替装置	自動切替		
	※充電装置	トリクル充電方式		
	※結線接続	コネクター接続		
受信機・中継器	設置場所		2階事務所	1式
	外形		P型1級複合版 壁掛型	
	警戒区域の表示装置		5/5L	
	電圧計		LED V	
	ヒューズ類		0.5、2A 電圧計 DC26 V	
	接地		D種接地工事	
	附属装置		EV停止・警報移報	
	※火災表示等	蓄積式		
感知器	熱感知器 スポット型	差動 定温(再)	1式	
発信機	周囲の状況		各階廊下	1式
	外形		総合盤内	
	表示		P型1級埋込型	
	表示灯		AC24V LED	
音響装置	外形		150mmDC24V	1式
	取付状態		総合盤内	
	音圧等		90dB以上	
	鳴動方式		一斉 再鳴動	

番号	警戒区域 名称	感知器数量			音響装置	発信機
		差動式	定温式	煙式		
		スポット型	スポット型	スポット型		
				光電式 非蓄積		
1	1階	14	1	1	1	1
2	2階	12	4	2	1	1
3	3階・ポンプ室	19	5	2	1	1
4	EV昇降路、階段			3		
5	書庫・事務所	11	1		2	2
合計		56	11	8	5	5

自動火災報知器設備

防火戸設備・制御盤	製造者名	ホーチキ(株)P型1級防災監視盤 火報5L・防火10L	
	型式等	連動制御盤A-01-193 2013年製YR0147	
予備電源・非常電源(内蔵型)	外形	Ni-Cd電池 20-S104A	
	表示	DC24V 1.65Ah/5HR	
連動制御器 連動中継器	周囲の状況	2階 庶務課	
	外形	壁掛型(複合盤)	
	作動確認表示装置	6/10L	
	電圧計	DC24V	
自動開閉装置	周囲の状況	防火戸5・シャッター1	
	外形	特定防火設備	
煙感知器		光電3種、2信号	

番号	名称	設備数量		
		自動起動装置	自動開錠装置	
		感知器	防火扉	シャッター
		煙感知器		
光電式				
1	1階 北防火戸	1	1	
2	1階 南シャッター	1		1
3	2階 北防火戸	1	1	
4	2階 南防火戸	1	1	
4	3階 北防火戸	1	1	
5	3階 南防火戸	1	1	
合計		6	5	

防火・防排煙設備

防火戸設備・制御盤	製造者名	ホーチキ(株)制御盤 防火3L	
	型式等	A-01-77 RCJ-EWO-2003	
予備電源・非常電源(内蔵型)	外形	Ni-Cd電池 20-S104A	
	表示	DC24V 1.65Ah/5HR	
自動起装置 感知器	外形	光電3種	
自動開閉装置	周囲の状況	防火戸3	
	外形	横引きスライド式	
	ヒューズ類	0.5 2,3,4A	
	接地	D種接地工事	
煙感知器		光電3種	

番号	名称	設備数		
		自動起動装置	自動開錠装置	
		感知器	防火扉	
		煙感知器		
光電式				
1	1階 EV前防火戸	1	1	
2	2階 EV前防火戸	1	1	
3	3階 EV前防火戸	1	1	
合計		3	3	

誘導灯設備

誘導灯設備①	製造者名	東芝(株)
	型式等	2007年製 FTS-22802NM-GL16
	ランプ	FL20SS/18(20S)×2
	非常時ランプ	FL20SS/18(20S)×1
誘導灯設備②	製造者名	松下電工(株)
	型式等	2006年製 FFH22834
	ランプ	2×FL20S・W
	非常時ランプ	1×FL20S・W(20W)
専用回路		MMCB 20A
開閉器・遮断器		15A
絶縁抵抗		常用 50MΩ
耐熱保護		HIV 2.0・3C
非常用分電盤		2階通路(受信機真後ろ)

番号	名称	設備数
1	1階 階段通路誘導灯	1
2	2階 階段通路誘導灯	1
3	3階 階段通路誘導灯	1
4	誘導標識	6
合計		9

消防用設備等

非常警報器具設備				
点検	操作部・複合装置	製造者名	ホーチキ(株)	
設備名		型式等	BAA-1031 1978年	
項目		種別・容量等の内容	数量	
非常電源 (内蔵型)	外形	古河20-S101A	1式	
	表示	DC24V 0.45Ah/5HR		
	端子電圧	25V		
	切替装置	自動切替		
	充電装置	トリクル充電方式		
	結線接続	コネクター式		
非常ベル 装置	起動装置	周囲の状況	1式	
	外形	1階2個・2階1個		
	表示	壁掛型 1階会議室		
	機能	BAA-0002		
	複合装置	外形		1・2階連動
	表示	壁掛型		
	スイッチ類	BAA-1031		
	ヒューズ類	電池試験スイッチ		
	接地	1A		
	ベルサイレ	外形		D種接地工事
	鳴動方式	DC24V 30mA		
	表示灯	一斉		
	DC30V 2W			
放送設備・警鐘		なし		

自動火災報知器設備

受信機	製造者名	ホーチキ(株) 2002年製		
	型式等	RPP-ABW05 受第9~117号		
項目		種別・容量等の内容	数量	
予備電源・非常電源 (内蔵型)	外形	ニッケルカド ミューム	1式	
	表示	DC24V 0.6Ah		
	端子電圧	DC24V		
	切替装置	自動		
	充電装置	トリクル		
	結線接続	コネクタ		
受信機・ 中継器	場所	2階庶務課	1式	
	電圧計	24V		
	ヒューズ類	0.5、2、3A		
	通話装置	受信機~通信機		
	接地	D種設置工事		
熱感知器	スポット型	差動 定温(再)	10	
感知器	煙感知器	スポット型	光電	17
	炎感知器		赤外線	
発信機	周囲の状況	各廊下(総合盤内)	1式	
	外形	押しボタン		
	表示灯	AC24V		
音響装置	外形	150mm DC24V	1式	
	鳴動方式	一斉		

警戒区域		感知器			音響装置	発信機
番号	名称	差動式	定温式	煙式		
		スポット型	スポット型	光電式 非蓄積		
1	B1階	2	1	3	1	1
2	1階	3	1	5	1	1
3	2階	1	2	7	1	1
4	パイプスペース			2		
合計		6	4	17	3	3

開閉器・遮断器	HP2P20A	1式
絶縁抵抗	常用 19MΩ 非常 MΩ	

## 消防用設備等

非常警報器具設備				
点検	操作部・複合装置	製造者名	—	
設備名		型式等	—	
項目		種別・容量等の内容	数量	
非常電源 (内蔵型)	外形	—	—	
	表示	—		
	端子電圧	—		
	切替装置	—		
	充電装置	—		
	結線接続	—		
非常ベル	起動装置	周囲の状況	各戸	1個 (計12個)
		外形	照明用スイッチ	
		表示	—	
		機能	—	
	複合装置	外形	—	—
		表示	—	
		スイッチ類	—	
		ヒューズ類	—	
	ベル	接地	—	計6個
		外形	各階外ベル	
		鳴動方式	一斉	
		表示灯	有り	

放送設備・警鐘	なし
---------	----

住宅用火災警報器点検票			
製造者名	ニッタン(株) 住宅用防災警報器 KRH-1A(煙) CRH-1A(熱) 2011年製		
型式等	鑑住第22～2号(煙) 鑑住第22～3号(熱) 電池式単独型 専用リチウム電池3V		
感知器	種別	電池交換時期	数量
	煙(光電式2種)	2021年	各戸3個 (202、203号室は4個)
	熱(定温式)	2021年	各戸1個

※居室全16戸。101～104の4室は、未入居不使用のため点検不要。

仕様書別添2

厚生労働省宮古住宅

消防用設備等

消火器	4本	※消火器一覧参考のこと
-----	----	-------------

厚生労働省八重山住宅

消防用設備等

消火器	4本	※消火器一覧参考のこと
-----	----	-------------